

奈良県告示第四百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、中戸土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和元年五月十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	駒井 省	葛城市中戸二二六
〃	足高 宏和	〃 一五五―二
〃	杉村 宗次	〃 二二九
〃	高橋 博	〃 四三六
〃	高橋 光久	〃 四二五
〃	和田 寛寿	〃 一九四
〃	杉村 孝則	〃 二二四
〃	西川 勝也	〃 三六―五
監事	田宮 久好	〃 四三五―二
〃	杉村 宏	〃 二〇八―一

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	駒井 省	葛城市中戸二二六
〃	足高 宏和	〃 一五五―二
〃	高橋 秀和	〃 四一四―一
〃	杉村 宗次	〃 二二九
〃	和田 寛寿	〃 一九四
〃	杉村 孝則	〃 二二四
〃	西川 勝也	〃 三六―五
〃	駒井 秀信	〃 二一八
監事	高橋 博	〃 四三六
〃	高橋 光久	〃 四二五